

行橋市・みやこ町の一般廃棄物の受入延長について（報告）

1 本市のごみ処理の広域連携に係る基本的な考え方について

本市では、平成13年度以降、他都市からの依頼により一般廃棄物の広域的な受入れを実施している。これは、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」（平成30年4月第2次改訂）に基づき、圏域全体の環境保全・循環型社会の構築に沿うものである。

受入れにあたっては、本市との間で期間（7年間）を定めた基本協定を締結し、「三原則」に適合していることを毎年度確認した上で、当該年度の委託契約を締結している。

三 原 則

- ・本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと。
- ・本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと。
- ・本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること。

2 行橋市・みやこ町の一般廃棄物受入延長依頼について

行橋市・みやこ町（以下「両自治体」という。）の一般廃棄物については、基本協定に基づき、平成17年度から受入れを開始した。平成24年度に協定を更新したが、現基本協定の満了（平成30年度末）に伴い、両自治体から受入延長の依頼があった。

受入れの状況が、「三原則」に適合していることから、平成31年度以降について受入の延長を行ったもの。

3 受入期間延長内容

(1) 対象廃棄物：両自治体から発生する一般廃棄物

(2) 基本協定期間：平成31年度から平成36年度まで（6年間）

※受入れにあたっては、毎年度「三原則」適合を確認した上で、
処理委託契約（単年度）を締結。

(3) 受入予定量：一般廃棄物（可燃性） 年間約2.7万トン

(4) 受入単価：1トンあたり2万円 [年間総額 約5.4億円]

(5) 搬送方法：両自治体が建設した圧縮中継施設（行橋市）でごみを圧縮し、コンテナに入れ、10トントラックで搬送。経路は、都市高速道路を利用することとしている。

(6) 受入工場：市内3工場

4 受入れ三原則の適合状況

(1) 本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと

○受入予定量

両自治体から受け入れる一般廃棄物は、本市施設の処理能力の範囲内で適正に処理できる量であり、本市ごみ処理に支障を生じない。

※〔可燃ごみ受入実績（H29）〕 26,395 トン（※本市の年間焼却量の約7%）

○交通負荷

圧縮中継施設（行橋市）を整備し、大型車両（10トン）に積み替えて搬送（1日平均約15台）することにより、本市への搬送回数を削減。また、可能な限り都市高速道路を利用することにより、交通渋滞の低減を図っている。

(2) 本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること

○有料化：両自治体とも、家庭ごみ（可燃ごみ）の有料化を実施

○リサイクル：両自治体とも、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光管、古紙、古着、乾電池を分別収集。みやこ町では、トレイ、小物金属を拠点回収。

○ごみ減量：両自治体合計で28.9%（平成29年、対13年比）の家庭ごみ減量。

(3) 本市と一体的な地域整備、地域振興に取り組んでいくという信義・信頼関係が成り立っていること

○広報誌による住民啓発として、一般廃棄物を本市で処理していることを紹介。

○資源ごみのリサイクルにエコタウンを活用。

（蛍光管、乾電池、白トレイ、ペットボトルなど）

○小学校の社会見学に環境ミュージアムやエコタウンセンターを活用し、環境学習を実施。

○北九州空港利用促進協議会に参加し、公務において北九州空港の優先利用を実施。

【 参 考 】

○ 他都市ごみの受入状況

◆可燃ごみ

団 体 名	受 入 期 間	平成 29 年度受入量
直 方 市	H13～H19 年度 (7 ヲ年)	1.7 万トン
	※受入期間延長 H20～H26 年度 (7 ヲ年)	
	※受入期間延長 H27～H33 年度 (7 ヲ年)	
行橋市・みやこ町 清掃施設組合 (行橋市・みやこ町)	H17～H23 年度 (7 ヲ年)	2.7 万トン
	※受入期間延長 H24～H30 年度 (7 ヲ年)	
	※今回受入期間延長 H31～H36 年度 (6 ヲ年)	
遠賀・中間地域 広域行政事務組合 (中間市・遠賀郡4町)	H19～H25 年度 (7 ヲ年)	3.4 万トン
	※受入期間延長 H26～H32 年度 (7 ヲ年)	
計		7.8 万トン

*直方市のみ、この他に粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルを受入処理。

*受入期間は、基本的には7 ヲ年であるが、今回は行橋市及びみやこ町からの要請により6 ヲ年とする。

○ 連携中枢都市圏

「北九州都市圏域」(6 市 1 1 町)

北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町

(※下線部が、本市受入れ対象の市町 / 3 市 5 町)